

令和2年11月定例会会議録

令和2年豊郷町議会11月定例会は、令和2年11月30日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	北 川 和 利
8 番	西 澤 博 一
9 番	鈴 木 勉 市
10 番	西 澤 清 正
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

2 番	辻 本 勇
-----	-------

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝

産業振興課長	山田篤史
上下水道課長	森本智宏
教育次長	馬場貞子
社会教育課長	中山圭史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長	神辺功
書記	久保川真由美

5、提案された議案は次のとおり

議第92号	彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて
議第93号	彦根市／犬上郡営林組合規約の変更について
議第94号	豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議第95号	豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議第96号	豊郷町特別職の職員で常勤のものゝ給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議第97号	豊郷町議会議員および豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案
議第98号	令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）
議第99号	令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第100号	令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第101号	令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
意見書第4号	防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書案
副議長辞職の件	
選挙第1号	副議長の選挙について
議会運営委員会委員の辞任の件	
議会運営委員会委員の補欠選任の件	

河合議長

令和2年11月第4回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であり、会議開会定足数に達しております。よって、第4回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午後1時30分)

最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。

そうした中でも特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を遵守し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、北川和利議員、8番、西澤博一議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの19日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員

異議なし。

河合議長

異議なしと認め、よって会期は本日より12月18日までの19日間と決しました。なお、会期の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほど、お願い申し上げます。

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、閉会中の委員の所属変更について報告をします。閉会中の10月28日、総務産業建設常任委員の今村恵美子君からは文教民生常任委員に、文教民生常任委員の高橋直子君からは総務産業建設常任委員に、それぞれ常任委員会の所属を変更したいとの申出がありました。閉会中の申出により、委員会条例第7条の規定に基づき、10月30日に許可をいたしましたので、ご報告します。

次に、監査委員から地方自治法の規定により、令和2年8月分から10月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますので、ご了

承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承承願います。

また、一部組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりでございます。ご了承承願います。

続いて、委員会報告を行います。議会広報常任委員会の報告を願います。高橋議会広報常任委員会委員長、報告をお願いします。

高橋議会広報

常任委員長

それでは、広報常任委員会報告をいたします。

議会広報委員会では、令和2年9月11日、第3回定例会の予算決算常任委員会終了後、議会だより第83号の発行に向けまして委員会を開き、掲載しようとする事柄を選定しました。紙面の構成や原稿作成の役割分担、今後の編集作業の進め方などを決定し、前号記事に係る訂正対応についても協議を行いました。10月9日には、2回目の広報委員会を開き、この時点において紙面に表現できているものについての校正作業を行うとともに、表紙のテーマや使用施策の概要として取り上げる事柄を決定。委員会レポートなど、今後の具体的な進め方についての確認など、発行に向けて作業を進めました。10月21日には、第3回となる委員会を開催し、表紙に使う写真の選定や裏表紙に掲載の「がんばってま～す」で取り上げる記事内容の決定、一般質問記事の原稿文や議決の状況などについても確認作業を進めました。10月28日には、第4回となる委員会を開催し、紙面のレイアウトや文章表現の修正、文字の校正・確認など、各ページごとに最終点検を行い編集作業を終了しました。その後、委員会で示された修正内容などが適正に紙面に反映されているかの最終確認を正副委員長で行い、議会だより第83号を11月13日に発行しました。

今回の第83号発行に際しては、令和元年度における豊郷町の取組が決算という形で議会に示される、言わば昨年1年間の総評価をしていく機会であったことから、読者の皆さんに議会としての活動をよりお伝えするにはどのようにしたらいいのかと腐心しながら編集作業に当たりました。

また、表紙部分では、青空の下、力いっぱい元気に走る子どもたちの写真を採用することで、少しでも新型コロナに負けないぞという思いが皆さんに感じていただければと考えました。

さらに、裏表紙の「がんばってま～す」のコーナーでは、豊郷町での暮らしに心酔して、大学卒業後社会人になっても引き続き豊郷町に暮らし続け、日々地域との充実した生活を営まれている神戸市出身の吉田さんの活動に焦点を当てて

紹介することで、私たちが当たり前にして気づかない豊郷町の魅力について再認識するところは大きいものと考え、そうした思いを伝えていきたいという願いを持って編集を進めました。

また、11月5日には、多賀町中央公民館、多賀結いの森において、滋賀県町村議長会主催の町議会広報研修会に参加をいたしました。今回の研修会では、県下6町の議会だよりが一同に比較検討できるよい機会となったことから、これまでとは違った視点から紙面、編集など、今後の活動の参考になるところが多いものでした。特に、町広報との違いを出せる編集に心がけ、今後は少しずつでもより一層よい町議会広報に繋がるよう、委員全員で取り組みたいと考えているところです。

報告の最後になりましたが、今日第3波襲来として、また町内でクラスターが発生するなど、再びコロナ感染が拡大する社会状況となっておりますが、町民の皆さんが日々健康で希望を持った暮らしが一日も早く取り戻せる社会となりますことを、広報編集委員会として心からお祈り申し上げますとともに、発行に当たってご協力をいただきました皆様、誠にありがとうございました。心よりお礼申し上げます。

以上で、議会広報常任委員会の報告を終わります。

河合議長

ご苦労さまでした。これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議第92号から日程第13、議第101号までの10議案について一括して提案理由の説明を求めます。

伊藤町長

はい、議長。

河合議長

町長。

伊藤町長

改めまして、皆さん、こんにちは。

提案説明の前に一言御礼を申し上げます。本日、令和2年11月豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、豊郷病院で発生した新型コロナウイルス感染のクラスターについては、昨日も3名の方が感染されましたが、豊郷病院では、地区の保健所、滋賀県クラスター対策班の指示の下、より一層検査及び感染症対策を実施しているとのことです。また、豊郷町の情報の開示につきましても、お伝えさせていただき、今回は早急に連絡をいただきました。また、11月27日には、豊郷町在住の60代の男性1名が感染されました。その家族等については全て陰性であり、感染が拡大いたしませんでした。感染されました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い回復をお祈り申し上げます。

豊郷町におきましても、より一層情報収集に努め、町民の皆さん方の安全安心に努めてまいりたいと思います。

また、一方では朝ドラ「エール」が終わり、下期の朝ドラとして「おちょやん」が本日より放送されました。浪花千栄子さんを題材にしたドラマであり、旧豊郷小学校群でも撮影されましたので、皆さん方に見ていただければと思い、報告させていただきます。

さて、今期定例会には、令和2年度豊郷町一般会計補正予算ならびに各特別会計等の補正予算案件4件、条例制定1件、条例改正3件、その他2件、計10件の議案を提案させていただいております。

今回は、まず議第92号から議第101号までを一括して説明させていただきます。

それでは、議第92号彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

現在、不燃ごみの受入れを行っている彦根市にある中山投棄場が令和3年3月末日で不燃ごみの受入れを取りやめ、令和3年4月1日から東近江市小八木町で新たな一般廃棄物中継施設が設置されることに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務を変更し、及びこれに伴い彦根愛知犬上広域行政組合規約を変更することについて、関係市町が協議することについて地方自治法第290条の規定により議決を求めるものであります。

次に、議第93号彦根市犬上郡営林組合規約の一部を改正する規約についてご説明申し上げます。

営林組合は、多賀町内の一部の管理等を行っておりますが、近年の木材価格の低迷により伐採木の売払いによる収入が不十分であるため、より効率的な運営を図るため、同様な構成団体である大滝山林組合の事務所内に事務所を変更することにつき、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議第94号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分は令和3年1月1日から施行されることに伴い、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。主な改正内容といたしましては、個人所得税の見直しに伴う

軽減判定所得基準の見直し、及び軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備でございます。

次に、議第95号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

国家公務員の期末勤勉手当については、民間の支給状況を反映して支給月数を0.05月分引き下げる人事院勧告がされました。豊郷町においても、これに基づき施行するものであります。

次に、議第96号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

同条で第2条第2項に基づきその額は一般職の職員の例によりますので、支給月数を0.05月分引き下げて施行するものでございます。

次に、議第97号豊郷町議会議員および豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案についてご説明申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、令和2年12月12日より施行されます。これに伴い、豊郷町議会議員及び豊郷町長の選挙における法第141条第1項の自動車の使用、法第142条第1項第7号のビラの作成及び法第143条第1項第5号のポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を条例で定めるものであります。

次に、議第98号令和2年豊郷町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,152万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を62億7,608万3,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金370万5,000円、県支出金78万4,000円、財産収入825万1,000円、寄附金8,000万円、繰入金7,610万円、諸収入268万9,000円を追加するものであります。

次に、歳出では、総務費1億2,622万2,000円、民生費815万8,000円、衛生費1,859万円、商工費15万4,000円、土木費407万2,000円、公債費6,296万2,000円を追加し、議会費23万8,000円、農林水産業費243万8,000円、消防費1,678万4,000円、教育費2,916万9,000円を減額するものであります。

次に、議第99号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万5,000円を追加し、

歳入歳出予算総額をそれぞれ8億7,507万3,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金44万5,000円を追加するものであり、次に歳出では総務費115万9,000円を追加し、基金積立金71万4,000円を減額するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では、5ページ、款6繰入金、項1一般会計繰入金44万5,000円の増額につきましては、保険基盤安定保険税軽減分、保険者支援分及び財政安定化支援事業の額の確定に伴うもの、及び個人所得課税の見直しに伴うシステム改修経費の追加によるものであります。

次に、歳出では、6ページ、款1総務費、項1総務管理費115万9,000円の増額につきましては、個人所得課税の見直しに伴うシステム改修経費の追加によるものであります。

また、款2保険給費、項1療養諸費783万9,000円の減額、項2高額療養費783万9,000円の増額につきましては、現在までの給付実績を踏まえ、令和2年度給付見込額の算出によるものであります。

また、款6基金積立金、項1基金積立金71万4,000円の減額につきましては、一般会計繰入金の一部減額に伴います財源不足による基金積立ての取りやめによるものであります。

次に、議第100号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億3,702万5,000円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金197万円、支払基金交付金15万4,000円、県支出金7万1,000円、繰入金12万5,000円を追加するものであり、次に歳出では、総務費91万2,000円、地域支援事業費56万8,000円、基金積立金84万円を追加するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では、5ページ、款3国庫支出金、項2国庫補助金197万円の増額につきましては、給付見込みの増加、各交付金の交付決定によるもの及び特定個人情報データ標準レイアウト改定及び介護報酬改定等に伴うシステム改修経費の追加によるものであります。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金15万4,000円の増額及び、6ページ、款5県支出金、項2県補助金7万1,000円の増額につきましては、給付費見込みの増加によるものであります。

款7繰入金、項1一般会計繰入金12万5,000円の増額につきましては、

給付見込みの増加、固定個人情報データ標準レイアウト改定及び介護報酬改定等に伴うシステム改修経費の追加によるもの、及び令和元年度の低所得者保険料軽減に要する経費の額の確定によるものであります。

次に、歳出が7ページ、款1総務費、項1総務管理費91万2,000円の増額につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修経費の追加によるものであります。

また、9ページ、款3地域支援事業費、項3介護予防日常生活支援総合事業56万8,000円の増額につきましては、給付見込みの増加によるものであります。

款4基金積立金、項1基金積立金費84万円の増額につきましては、交付金の増額に伴い、財源超過分を積み立てるものであります。

次に、議第101号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7,493万2,000円とするものであり、歳入では、繰入金42万4,000円、国庫支出金24万3,000円を追加するものであります。次に、歳出では、総務費121万7,000円を追加し、後期高齢者医療広域連合納付金55万円を減額するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入、5ページ、款3繰入金、項1一般会計繰入金42万4,000円の増額につきましては、高齢者医療制度見直しとシステム改修経費の追加及び保険基盤安定事業の額の確定によるものであります。

また、款7国庫支出金、項1国庫補助金24万3,000円の増額につきましては、高齢者医療制度見直し等システム改修経費の追加によるものであります。

次に、歳出では、6ページ、款1総務費、項1総務管理費121万7,000円の増額につきましては、高齢者医療制度見直しとシステム改修経費の追加によるものであります。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金55万円の減額につきましては、保険基盤安定事業の額の確定によるものでございます。

以上、議第92号から議第101号まで一括してご説明いたしました。ご審議の方、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは、私からは、豊郷町一般会計補正予算(第7号)の主要なものの説明

をさせていただきます。

まず、9 ページ、款 1 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、節 1 社会福祉費負担金の障害児入所給付費等事業負担金については、実績見込みによる 1 9 6 万 2,0 0 0 円の増額です。

次に、中ほど、款 1 4 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 教育費国庫補助金、節 1 教育総務費補助金、学校保健特別対策事業費補助金については、新型コロナウイルス感染症対策として、町立学校 3 校分の 1 5 0 万円の増額、中ほど、款 1 5 県支出金、項 2 県補助金、目 7 教育費県補助金、節 1 教育総務費補助金のうち、スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金については、教員がより一層児童生徒への指導や教材研究などに注力できる体制を整備するための配置補助でございます。

次に、1 1 ページ、款 1 6 財産収入、項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入、節 1 土地売払収入については、町有地の売払い 6 か所及び里道の払下げによる 7 7 7 万 9,0 0 0 円の増額。次に、下段、目 2 物品売払収入については、消防ポンプ車の売払いによる収入 2 5 万円の増額。

次に、款 1 7 寄附金、項 1 寄附金、目 2 総務費寄附金について、豊郷小学校旧校舎活用寄附金及びふるさと応援寄附金の増額見込みによる 8,0 0 0 万円の増額。

次に、1 2 ページ、款 1 8 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金については、財源調整による繰入金 6,7 6 0 万円。下段、目 4 公共施設等総合管理基金繰入金については、公立中学校通級教室新築工事に伴う基金の繰入金 8 5 0 万円。同ページ、款 2 0 諸収入、項 5 雑入、目 4 雑入、節 2 総務費雑入については、コミュニティ助成事業、いわゆる宝くじ助成金が 1 6 0 万円です。

続いて、歳出を説明します。1 3 ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 0 地域づくり推進事業費、節 1 2 役務費については、ふるさと応援寄附金の返礼品事務手数料などの手数料 4,1 3 9 万 1,0 0 0 円。節 1 9 負担金、補助金及び交付金については、一般コミュニティ助成事業 1 6 0 万円。節 2 5 積立金につきましては、ふるさと応援寄附基金などの 8,0 0 0 万円でございます。

1 5 ページ、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 2 障害福祉費、節 1 9 負担金、補助金及び交付金については、作業所活動支援給付金については、新型コロナウイルス感染症福祉事業支援金にて対応したため、1 0 0 万円の減額。節 2 0 扶助費については、利用者の増加に伴う障害児通所給付費 3 9 2 万 5,0 0 0 円の増額。

1 6 ページ、款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 1 清掃総務費、節 1 8 備品購入費に

については、軽トラ1台の購入による167万6,000円。下段、目2じんあい処理費、節13委託費、一般廃棄物収集運搬処理業務委託料については、1回目の廃品物回収を行った結果、相当量の廃棄物があったため、次回分について906万2,000円の増額。

17ページ、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節18備品購入費については、見回り隊軽トラ2台購入による313万3,000円。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節13委託料、消防業務委託事業については、犬上分署でコロナ禍による時間外勤務などの減少による1,674万2,000円の減額。

18ページ、款10教育費、項2小学校費、目2豊郷小学校教育振興費、同じく下段の目4日栄小学校教教育振興費のうち節13委託料、18備品購入費については、入札執行残による減額。

19ページ、項3中学校費、目2教育費、節13委託料、18備品購入費については、小学校と同様、入札執行残による減額。

20ページ、款11公債費、項1公債費、目1元金については、借入れ7本の繰上償還6,296万2,000円です。

以上です。

河合議長 以上で、全ての提案理由の説明が終わりました。

これより、日程第7、議第95号及び日程第8、議第96号について、一括議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第95号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第95号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第95号は原案どおり可決されました。

これより、議第96号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第96号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に

関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第96号は原案どおり可決されました。

なお、提案説明のあった他の議案につきましては、議案を熟読いただき、質疑を12月4日に行いますので、よろしく願いいたします。

日程第14、意見書第4号防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書案を議題といたします。

村岸議員の提案の説明を求めます。村岸議員。

村岸議員 それでは、意見書第4号防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書案。

近年、全国各地で大規模自然災害による甚大な被害が相次ぐ中、気候変動の影響によりさらなる頻発化・激甚化が懸念されている。

このため、国においては、令和2年度までを実施期間とする「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、予算を大幅に増額することにより、地方とともに集中的な対策に取り組んでいるところである。

しかしながら、社会インフラは依然として脆弱であり、加えて高度経済成長期に整備をした多くのインフラの老朽化が進んでいることから、道路・河川整備、ため池等の防災・減災対策、老朽化対策など、安全安心な生活と経済活動を支えるために必要となる対策を、今後も引き続き強力に推進する必要がある。

豊郷町でも3か年緊急対策を活用し、道路橋梁耐震補強対策を実施して、防災・減災に向けた対策を強化してきたところであるが、令和2年度でこの措置が廃止されることになれば、財政基盤が脆弱な本町にとっては深刻な影響を及ぼすこととなります。

よって、国会及び政府におかれては、令和3年度以降も引き続き、防災・減災、国土強靱化対策を強力に推進するため、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記。1、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」及び関連する地方財政措置を、令和3年度以降5年間継続すること。

2、インフラの老朽化対策、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための幹線道路網のダブルネットワーク強化など対象事業を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月30日。滋賀県犬上郡豊郷町議会。

衆議院議長様。参議院議長様。内閣総理大臣様。財務大臣様。総務大臣様。農林水産大臣様。国土交通大臣様。

以上、意見書を提出いたしますので、議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい、議長。

河合議長 はい、今村さん。

今村議員 それでは、質疑をいたします。このただいま提案がありました意見書の中で、11行目、「豊郷町でも3か年緊急対策を活用し、道路橋梁耐震補強対策を実施して、防災・減災に向けた対策を強化してきたところであるが、令和2年度でこの措置が廃止されることになれば、財政基盤が脆弱な本町にとっては深刻な影響を及ぼすこととなります」という項目が入っておりますが、歌詰橋の耐震化補強工事について、令和3年度は交付金対象とならないということを確認しておられるのでしょうか。その辺、説明してください。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 今の点につきまして、地域整備課の方より補足説明を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

この意見書が通りまして、緊急対策が継続することになりましたら、歌詰橋の工事につきましての交付金につきまして要望していくことができます。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 今、提案者の方にお聞きしたら、地域整備課長の説明を聞いてくださいということでしたが、令和3年度に歌詰橋の交付金の引き続き申請は、これが出たら通るといような言い方をされましたが、その根拠は何ですか。地域整備課長、説明してください。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

現在、豊郷町では、歌詰橋の耐震補強工事を実施しております。3年度におきましても、豊郷町側の橋脚の耐震補強をする予定をしております。ですので、今、この防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を利用して一部をやっております。今度、3年度をする時には、その交付金に寄せ替えてするように今、県

と相談しながら実施しておりますので、この意見書が出されまして、継続することになりましたら、公金の方が乗せられるというふうを考えております。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑ありますか。

今村議員 ありません。

河合議長 他に質疑ありませんか。

暫時休憩します。

(午後 2 時 1 4 分 休憩)

(午後 2 時 1 6 分 再開)

河合議長 再開いたします。

他に質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 反対討論。

河合議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員。

今村議員 それでは、防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書案につきまして、反対討論を行います。

先ほど、お聞きして、提案者の村岸議員に対しては、交付申請をなぜできるかできないかと聞いた時に、地域整備課長が代理答弁をされたわけですがけれども、私もこの問題をやっぱり正確に認識するために、国土交通省道路局環境安全防災課の担当官に連絡を取りまして、この国土強靱化防災安全総合交付金、これについては、この緊急対策 3 か年計画、3 か年交付金が超えてもあるのかどうかを聞きました。そうしますと、それぞれの自治体で社会資本整備計画というのをつくられておりますと。うちでもつくっているからこそ、こういう交付金申請をしているわけですが、その計画年度は 3 年、5 年とありますと。ですから、この緊急対策の 3 か年計画は、予算的には特別の措置という形ではありますが、この交付金申請に関しては、補助率 2 分の 1 で、毎年国がここに予算措置した金額に合わせて交付をしていきますので、毎年社会整備、インフラ整備事業をやったその結果に対して交付金を精算していますと。これは、2 年度で切れるわけじゃありませんと。緊急対策では 3 年間ですが、それで終わるわけではありませんと。そして、この補助率 2 分の 1 というのは、国の予算によって変わりますという判断。

上限が2分の1で、上がることはありません。下がることはあっても。だから、この補助金、防災安全交付金というのは、令和元年度が1兆3,173億円。令和2年度が1兆388億円と下がっているんです。

ですから、当然考えたら3年度はこのコロナ不況の中で、税収も落ち込みますし、コロナ対策費もかさみますし、当然落ち込みますが、なくなることはありませんという意見でした。その担当官はそういう説明されて、交付金申請していただければできますという話でした。

この今、地域整備課はこれを歌詰橋の工事を始めて、毎年交付金申請しなきゃいけないんですよ。この説明とは違うことをおっしゃって、こういったことを意見書提案議員と担当課でこういうことを言うて、意見書が必要だみたいなことは本来本末転倒の話だと思います。私は、今、日本の社会資本、インフラ整備、もう老朽化して、もう更新時期に来ているのは事実です。でも、それに対して、豊郷町の整備計画にのっとったこういった国の交付金に関わる申請も含めてやるのはおかしい話だと思いますので、この時期、やっぱり無駄な大型公共事業を地方でやって、交付金は僅かですから、起債をいっぱい起こすようなこういったことには、もっと町としても慎重にあるべきだと私は議員の1人として思っていますので、反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員。

西澤博一議員 防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書に対して賛成討論を行います。

近年、気候変動による全国各地で大規模自然災害の甚大な被害等が多く発生している。本町でも、豪雨、地震、台風等に伴う災害が発生することが多くなってきました。現在、工事中の歌詰橋の耐震補強については、議会また質問等で迅速な対応を要望しておりますが、いつ起こるか分からない自然災害に備え、住民の安全安心、また命を守るために大変重要であります。

今後、政府において財政基盤の脆弱な地方自治体に対して、より一層の財政支援が必要であり、そのためにも防災・減災、国土強靱化対策を5年間継続、またインフラ老朽化対策等に措置を講じられるよう強く求め、この意見書に対して賛成といたします。

以上です。

河合議長 他に討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより意見書第4号防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書案を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、意見第4号は原案どおり可決されました。

なお、意見書第4号は豊郷町議会として関係機関へ送付いたします。

提出された議案については、本日は以上ですので、町長、教育長、総務課長、教育次長を除く説明員の皆様は、退席をいただき、それぞれの業務に戻ってもらって結構です。説明員の皆様、ご苦労さまでした。

それでは、暫時休憩いたします。

(午後2時24分 休憩)

(午後2時28分 再開)

河合議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の今村恵美子議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、日程第10号として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程第10号として議題とすることに決定いたしました。

ただいまより事務局長に日程を配付させます。

事務局長 (日程配付)

河合議長 日程第10号、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、今村恵美子議員の退場を求めます。

今村議員 (退場)

河合議長 事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長 令和2年11月30日。豊郷町議会議長様。豊郷町議会副議長今村恵美子。辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

河合議長 お諮りいたします。

今村恵美子議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、今村恵美子議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

今村恵美子議員の入場を許します。

今村議員 (入場)

河合議長 今村副議長には、大変ご苦労さまでございました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、日程第16とし、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程第16として副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

日程第16として副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

事務局長 (議場閉鎖)

河合議長 ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人の説明をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に日比野雄二議員及び中島政幸議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

事務局長 (投票用紙配付)

河合議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。

議員 なし。

河合議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

立会人の方、お願いします。

事務局長 (投票箱点検)

河合議長 異常なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

議員 (投票)

河合議長 投票漏れはありませんか。

議員 (なし)

河合議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

日比野議員、中島議員、開票の立会をお願いします。

事務局長 (開票)

河合議長 ただいまの選挙結果を報告いたします。

投票総数 11 票。有効投票 9 票。無効投票 2 票です。

有効投票のうち、高橋直子議員 4 票。中島政幸議員 5 票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、中島政幸議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

事務局長 (議場開放)

河合議長 ただいま副議長に当選されました中島政幸議員は議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

中島議員、副議長当選承諾と併せて、ご挨拶をお願いいたします。

中島議員。

中島議員 ただいま副議長に選任をされました。誠にありがとうございます。

先輩議員、同僚議員のなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

河合議長 暫時休憩いたします。

(午後 2 時 40 分 休憩)

(午後 2 時 41 分 再開)

河合議長 今村議員から議会運営委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

今村議員の議会運営委員会委員の辞任の件を日程に追加し、日程第 17 とし、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の辞任の件を日程に追加し、日程第 17 とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ただいまより事務局長に日程を配付させます。

事務局長 (日程配付)

河合議長 日程第 17、議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、今村恵美子議員の退場を求めます。

今村議員 (退場)

河合議長 事務局長に辞任願を朗読させます。

事務局長 令和2年11月30日。豊郷町議会議長様。議会運営委員会委員今村恵美子。辞任願。このたび都合により議会運営委員会委員を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

河合議長 お諮りいたします。

今村恵美子議員の議会運営委員会委員辞任を許可することにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、今村恵美子議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

今村議員の入場を許可します。

今村議員 (入場)

河合議長 採決の結果を報告いたします。

今村恵美子議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後2時45分 休憩)

(午後2時59分 再開)

河合議長 ただいま今村恵美子議員の議会運営委員会委員の辞任より、議会運営委員会は1名欠員になりました。よって、議会運営委員会の補欠選任の件を日程に追加し、日程第18として議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の補欠選任の件を日程に追加し、日程第18として議題とすることに決定いたしました。

お手元に配付しております。

お諮りいたします。

日程第18、議会運営委員会委員の補欠選任の件を議題といたします。

議会運営委員会委員の補欠選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付されました名簿のとおり指名をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配付されました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

ご承認いただきました日程表により、12月1日から12月3日までは、議案熟読のために休会といたします。なお、次回は12月4日に本会議を開き、質疑、一般質問を行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

(午後3時00分 散会)